

令和5年度自家用電気工作物の立入検査結果について

令和6年7月
中部近畿産業保安監督部
電力安全課

電気事業法第107条第4項に基づき、令和5年度に管内の自家用電気工作物を設置する事業場に対して実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

1. 立入検査実施件数

管内に設置されている自家用電気工作物のうち、電気事故（感電死傷事故）を発生させた事業場等に、10事業場の立入検査を実施しました。

第1表 県別立入検査事業場数

県	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	合計
立入検査事業場数	2	1	2	4	1	10

第2表 電気主任技術者の選任形態及び事業場規模別立入検査事業場数

選任形態	高圧受電				特別高圧受電		合計
	100kW未満	100kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上	5000kW未満	5000kW以上	
専任	—	—	1	—	—	1	2
兼任・兼務	—	—	—	—			0
許可	—	—					0
外部委託	—	4	2	1			7
その他	—	—	—	1	—	—	1
合計	0	4	3	2	0	1	10

2. 指摘事項

立入検査の結果、下記のとおり、保安規程の遵守状況の不備、電気工作物の不良が認められ、指摘を行いました。

第3表 保安規程遵守等不備における主な指摘事項

遵守事項	主な指摘事項	件数
手続き状況	・ 保安規程に定める保安組織図が現状と一致していない。	1
巡視点検	・ 外部委託している事業場について、絶縁監視装置の動作、校正の記録がない。	1
書類保管	・ 単線結線図が更新されていない。	1
合計		3

第4表 電気工作物の不良における主な指摘事項

技術基準の解釈の条項	主な指摘事項	件数
17 接地工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柱上避雷器のA種接地工事について、地表上2mまで覆われていない。 ・ C種接地の抵抗値が測定されていない。 	2
150 配線器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配線器具の2次側の防護カバーが外れていて、充電部が露出していた。 	1
156 低圧屋内配線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場内にある分電盤で、盤の蓋が開いたままで、配線が引き出されていた。 	1
合計		4